
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第6回：遺言書のメリット

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 遺言書のメリットとは

遺言書があると、何がいいのだろうか？
メリットとは何だろうか・・・？



2. 遺言書のメリット①

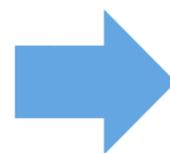
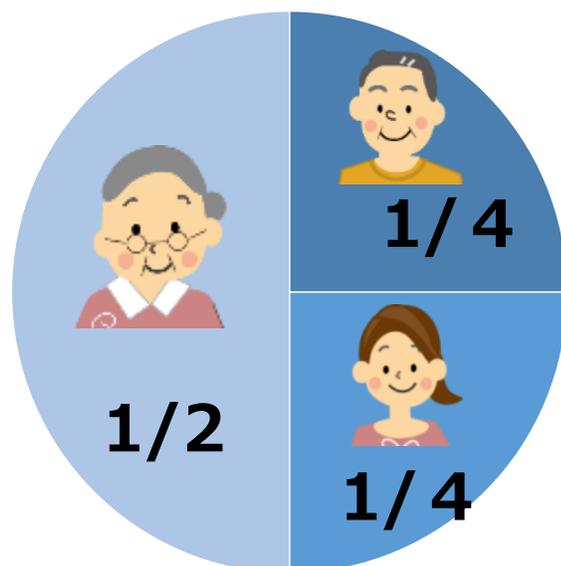
①法定相続分と異なる配分ができる

自分の思いに基づいて遺産を遺すことができる

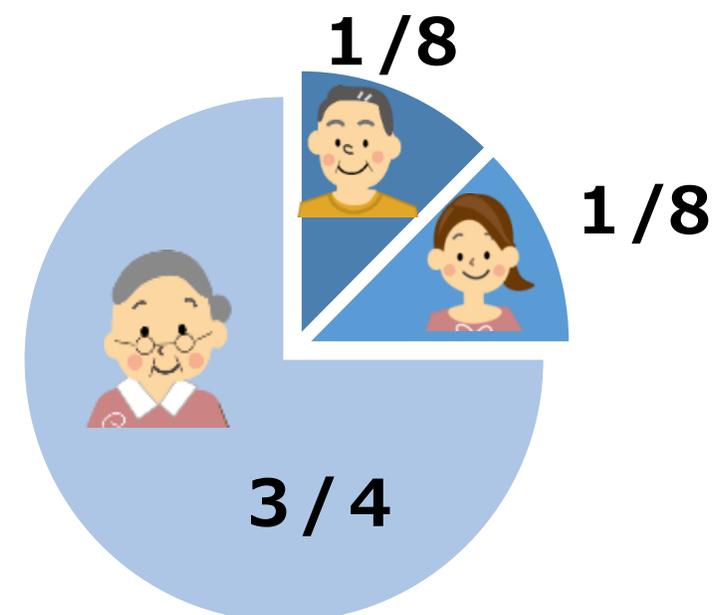


「老後の生活のため、大部分を妻  に遺したい」

遺言書なし
(法定相続割合)



遺言書あり



3. 遺言書のメリット②

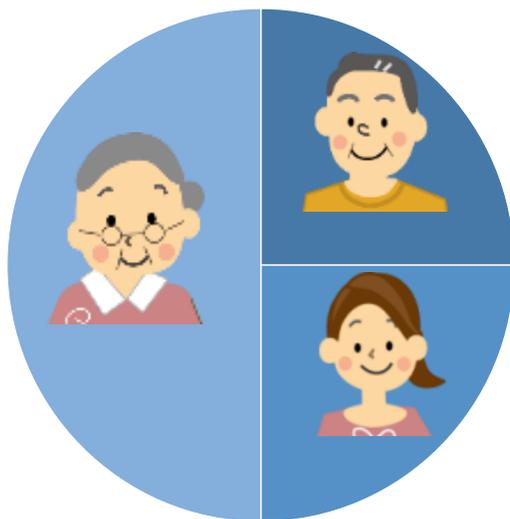
②相続人以外へ財産を遺すことができる

お世話になった人への財産分けや寄付も！

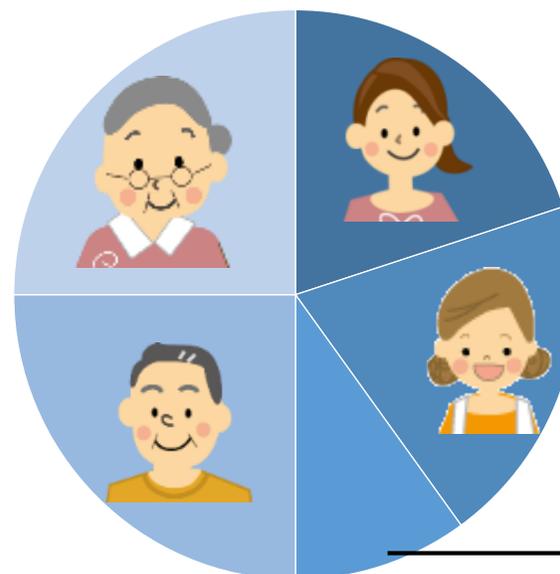


「孫にも財産をあげたい」
「母校や病院等に寄付したい」

遺言書なし
(法規定の相続人)



遺言書あり

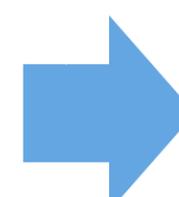
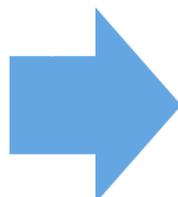


4. 遺言書のメリット③

③特定の財産を、相続人を指定して遺すことができる



「自宅は同居している子に遺したい」
「妻には有価証券を遺したい」



5. 相続人のメリット

相続人にとっても安心！

① 相続争いを未然に防止できる

- 残された家族が相続でもめる可能性が低くなる
- 故人の意思を確認することができる



② 相続手続きの負担軽減ができる

- 分割方法で悩むことがなくなる（遺産分割協議が不要）
- 相続手続きに必要な書類が少なくてすむ
（遺産分割協議書の作成・戸籍謄本取寄せの省略が可能）

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 ： 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 ： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会